

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市条例第3号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第13条第1号中「100分の7.3」を「100分の7.39」に改め、同条第2号中「26,500円」を「26,800円」に改め、同条第3号イ中「19,300円」を「19,500円」に改め、同号ロ中「9,650円」を「9,750円」に改め、同号ハ中「14,475円」を「14,625円」に改める。

第13条の5の2第1号中「19,300円」を「19,500円」に改め、同条第2号中「9,650円」を「9,750円」に改め、同条第3号中「14,475円」を「14,625円」に改める。

第13条の5の3中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の6の4第1号中「100分の2.6」を「100分の2.77」に改め、同条第2号中「9,300円」を「9,900円」に改め、同条第3号イ中「6,800円」を「7,200円」に改め、同号ロ中「3,400円」を「3,600円」に改め、同号ハ中「5,100円」を「5,400円」に改める。

第13条の6の8第1号中「6,800円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,400円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「5,100円」を「5,400円」に改める。

第13条の6の9中「19万円」を「20万円」に改める。

第13条の10第1号中「100分の2.8」を「100分の2.99」に改め、同条第2号中「16,000円」を「17,100円」に改める。

第16条の2第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第2項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第13条、第13条の5の2、第13条の5の3、第13条の6の4、第13条の6の8、第13条の6の9、第13条の10及び第16条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。